

藤沢市社会教育委員会議  
令和4年度3月定例会

議 事 録

日 時 2023年(令和5年)3月27日(月)  
場 所 藤沢市役所本庁舎 8階 8-1・8-2会議室

# 令和4年度藤沢市社会教育委員会議3月定例会

日時： 2023年（令和5年）3月27日（月）  
午前10時から

場所： 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

## 1 開 会

## 2 議事録の確認

## 3 議題

- (1) 関係審議会委員の選出について（非公開）
- (2) 「生涯学習ふじさわプラン2026」事業別評価結果報告書の書式について
- (3) 教育委員会からの諮問について
- (4) 令和5年度の会議の進め方について

## 4 報告

## 5 その他

## 6 閉会

※会議終了後、川野委員による研修会を予定しています。

(出席委員)

稲川由佳・瀬戸内恵・小笠原貢・長田祥男・越智明美・川野佐一郎・後藤智子  
高森保明・西尾愛・西村雅代・平野まり・福家大輔・三宅裕子・矢尾板丈明

(事務局)

横田参事・田高主幹・村田課長補佐・鈴木職員

\*\*\*\*\* 午前10時 開会 \*\*\*\*\*

稲川議長

社会教育委員会議3月の定例会を開催します。

事務局から欠席委員の確認および会議の成立について報告をお願いします。

事務局

藤沢市社会教育委員会議規則第4条により、審議会の成立要件として、委員の半数以上の出席が必要とされておりますが、委員定数15名に対して本日の出席委員14名であることから会議は成立いたしましたことをご報告いたします。

本日のご欠席委員は伊藤委員です。

稲川議長

傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局

いらっしゃいません。

稲川議長

事務局より本日の資料の確認をまずお願いいたします。

事務局

(資料の確認)

稲川議長

議事に入る前に1月定例会の議事録の確認をしたいと思えます。事務局に何かご連絡はありましたでしょうか。

事務局

いただいておりません。

稲川議長

今この時点で何か修正をお願いしたいということがありましたらおっしゃってください。特になければ、1月の議事録はこれで確定とさせていただきたいと思います。

それでは早速議題に入っていきたいと思います。(1)関係審議会委員の選出についてですが、こちらの議題は順番を入れ替えさせていただいて、(2)「生涯学習ふじさわプラン2026」事業別評価結果報告書の書式についてから入りたいと思います。

それでは、(2)「生涯学習ふじさわプラン2026」事業別評価結果報告書の書式についてです。前回の会議の時に、三宅委員から書式についてのご質問ありましたので、新しくこのような形にしたいということで、資料につけさせていただきました。説明については、事務局からよろしく願いいたします。

事務局

皆様には、今後、各事業担当課から提出された事業別評価結果報告書をもとにプラン2026の進捗管理を行っていただきますが、各事業担当課から提出していただく書式についてご説明させていただきます。

資料2と資料2参考をご覧ください。資料2が2026の進捗管理に当たって、議長、副議長、事務局の方で作成した書式の案です。資料2参考が、これまで行っていた2021進捗管理の書式です。

主な変更点は、資料2の上半分、事業No.・事業名から事業計画および成果目標を、プラン2026の冊子の書式に合わせました。

また、資料2の一番下、「課題に関する今後の取組」について、資料2参考をご覧くださいと、「課題に関する改善点」と「今後の取組」という2つに分かれておりますが、回答が似通ってしまうため、1つに統合させていただきました。

変更点としては以上でございます。

稲川議長

書式についての説明がありましたけれども皆様からご質問ありましたら、どうぞよろしくお願いいいたします。

三宅委員

実績について、事業の内容と何回やって何人参加されたと記載されているところがあるんですけども、文章を全部読まないと、内容はわからない感じの記載の仕方もあるので、記入する側にも評価する側にも、わかりやすくできるよう、記載方法の注意、こういう形で書いてくださいというものを出すと、全体的に統一されて読みやすくなるかなという感じがいたしました。

全部通して読まないと、意味がわからないところと、箇条書きで書いてあって、こういう実績があったと、一目瞭然でわかるときがあるので、その記載の方法を考えてもいいかなという感じがいたしました。

それから、事業課として、数字で自己評価をしているんですけども、事業課としては5年間やってきて、どういう評価をしているというのを記入するところがあってもいいのかなと感じました。

こちらが評価する前に、事業課としては、5年間をこう評価した、もしくは毎年ごとに、自分たちはこう評価したというのがあってもいいかもしれません。事業によって違ってくるので、最低でも、事業課としての最終評価は、記載があってもいいかなという感じがいたしました。

事務局

自己評価が数字だけで入っている部分について、詳しく記載をしてもらった方がいいというご意見でよろしいですか。

三宅委員

例えば成果目標の一番最後に入れてもいいのかもしれませんが。目標をこういう形でやってきた。結果として、事業課としては、目標は達成されたと思うとか、まだ十分ではないとか、捉え方がいろいろあるかと思うんですけど、こちらが評

価する前に、事業課としても、自分たちの5年間の目標に対しての成果をどう見るかという点を入れてもいいのではないかという意見でございます。

稲川議長

ありがとうございます。他に委員の皆様、いかがでしょうか。三宅委員から、記載方法について、フォーマットのような形で統一した方が読みやすいのではないかとということと、各事業課独自の評価を文章として入れていただくということが二つ出ております。

私達はこれを見て評価していくというような形になりますので、よりわかりやすい形にしていただければと思いますので、他に皆様いかがでしょうか。

副議長、どうぞ。

瀬戸内副議長

前回からの社会教育委員会議の中でも、どういう取り組みをしたのか、どの程度満足があったのかなど、数値ではないものも評価に入れた方がいいという意見が多かったように思いますので、評価のところにそういった数字で測れないものも入れていただいたらいいのではないかと思います。

稲川議長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

今3点、三宅委員と瀬戸内委員からご意見ありましたので、これを鑑みて、書式を考えさせていただきたいと思います。

また皆様にはお送りするような形になりますか。

事務局

書式につきましては、4月に各課に送付したいと考えております。いただいたご意見を参考に、もう1回作成させていただき、議長、副議長に事前に確認して決定し、皆様にもその時点で送らせていただきたいと思います。

稲川議長

今事務局からありましたが、議長、副議長に一任させていただき、4月から、そのフォーマットに基づいて各課にお送りしたいと思いますので、決定したところで皆様にもお送りさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の(1)関係審議会委員の選出についてに戻りたいと思います。

\*\*\*\*\* 非公開議題 \*\*\*\*\*

稲川議長

議題の(3)教育委員会からの諮問についてになります。  
資料3をご覧いただきたいと思います。

2023年3月23日に議長宛てに、社会教育関係事務のあり方について、諮問をいただきました。読ませていただきます。

このことについては、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、諮問します。1.諮問事項。社会教育関係事務のあり方について。2.諮問理由。2023年2月10日に開催された総合教育会議において市長から「社会教育関係事務のあり方」について、市長部局への条例移管を前提とした、提案がありました。

社会教育のあり方については、平成30年12月21日の中央教育審議会答申「人口減少社会の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」においても、「今後の地域における社会教育の在り方」「今後の社会教育施設の在り方」が示され、本市としましても、多様化し複雑化する課題と社会の変化に対応した「社会教育」を基盤とした具体的な方策を進めていく必要があると考えております。

このような現状と課題を踏まえ、市長部局への条例移管を前提とした社会教育関係事務のあり方について、社会教育施設のあり方も含めて、幅広くご検討をお願いします。以上。

藤沢市教育委員会教育長、岩本先生から諮問をいただきました。

資料としましては、平成30年12月21日に出されました、中央教育審議会の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」という答申をつけさせていただいております。

この諮問をいただいたときに、私と瀬戸内委員と教育委員会の皆様で、意見交換をさせていただきましたので、副議長からご説明いただきたいと思います。

瀬戸内副議長

3月23日に本庁舎3階の教育長室で意見交換会を行いました。社会教育委員会からは、稲川議長と私が参加いたしました。教育委員会の方からは教育長と、2名の委員の方が参加されました。市長部局移管について、今の段階ですので、忌憚なく意見交換をまいりました。

稲川議長からは、市長部局への条例移管がされた場合、教育の質を落とさないよう、教育がきちんと担保されなければならないということを、様々な事例を交えてお話がありまして、教育長を含め他の委員の方も深く同意しているご様子でした。

他の委員の方からは市長部局へ移管された場合、市民にとって各施設がより使いやすくなるのではないかと期待するご意見や、そもそも社会教育とは何なのか、現在どの施設がどこの所管になっているのかなど、わかりづらい部分がありますので、審議するためには我々も知識を深めることが必要ではないかという意見もありました。

私からは、今後社会教育委員会では、そのようなことも踏まえて勉強会を開催しつつ、各委員の方、個人的または出席団体の立場から、様々な意見が上がることを期待されますので、より良い答申ができるよう努めたいということで申し上げます。



また、稲川議長から他市での事例のご紹介もあったんですけども、藤沢市の規模ですとか、特徴なども踏まえた上で藤沢らしい形ができることを期待したいということで、全員のコンセンサスが取れて会話を締めくられたということです。

稲川議長

ありがとうございます。

現状、これが市民自治部、これが教育委員会、これが生涯学習部など、複雑な形で運営されてきています。

社会教育施設は、教育の根幹にもなりますので、市民にとって何がより良いのか、6月以降、生涯学習部を初め、各課の進捗管理をしながら、その現状を私達も把握し、事務のあり方について検討して、最終的にこの答申を出すのは私達の任期いっぱい、あと約1年、皆様と学びながら、かつ、それぞれのお立場で意見を出していただきながら、未来に向かって、発展的な統合という形にするのであれば、それに向かって、市民にとってわかりやすい、学びやすいということを担保していけるかということをお話と考えられればということで、教育委員の方たちともお話をさせていただいた次第です。

社会教育関係事務の今後の考え方については、総合教育会議において示されているということですので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

資料「本市における社会教育関係事務の今後の考え方について」を、お聞きください。2月20日の総合教育会議で、説明資料とさせていただいたもので、現状の、市としての移管に向けた考え方とご理解いただければと思います。

まず、2007年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律等」が改正され、スポーツ・文化行政について、条例の定めにより、首長が事務を執行することが可能となりました。

2019年には、文化財の保護に関する事務、図書館・博物館・公民館などの「公立社会教育機関」の所管についても、

地方公共団体がより効率的と判断する場合には、首長に移管することが可能となるという法改正がされているというところまでが、現状の国の動きということになります。

本市については、平成25年の組織改正により、生涯学習全般について、教育委員会から市長部局にすでに移管されています。ただし、条例による移管ではなくて、あくまでも組織上で、補助執行という形になっております。

藤沢市の行政組織図をご覧いただきたいと思います。下の方に、生涯学習部とございます。生涯学習総務課を筆頭に、郷土歴史課、文化芸術課、スポーツ推進課、総合市民図書館。組織図上、左上に市長部局と書いてありますが、市長部局の中に、位置づけられています。1枚めくっていただきますと、一番下の方に、教育委員会とございます。平成25年より前は、この教育委員会に、生涯学習部も入っていましたが、平成25年以降は、市長部局の生涯学習部という位置づけになっています。

ただ、事務の執行にあたっては、補助執行で、社会教育関係については、あくまでも教育委員会の事務を、市長部局の職員が補助して執行しているという形です。わかりやすい例で申し上げますと、例えば公民館の使用許可申請書というのを出して、使用許可書をもらおうと、事務は市長部局の職員が行いますが、教育長の名前で許可を出しています。

公民館は生涯学習総務課に位置づいているので、組織上は市長部局ですが、仕事の中身的には教育委員会の事務も補助執行としてやっているという形になっています。

3. 県内他市の状況でございます。

スポーツ・文化については、かなり以前に法改正がされたということもあり、19市のうち、スポーツに関しては2市、文化については3市が現在も教育委員会所管となっていますが、残りは全て市長部局に移管をされています。

内訳としては条例で移管しているところが、スポーツは14市、補助執行が2市、ここに藤沢市も入っています。文化についても、条例移管が11市、補助執行が2市、藤沢市はこの2市の中に入っています。

同様に、文化財、図書館、公民館については、法改正から間がないということもあると思いますが、現在も12市で文化財、図書館とも教育委員会で所管をしています。そして条例移管がそれぞれ3市で、補助執行が4市、藤沢市はこの4市の中に含まれています。公民館につきましては、既に施設として存在していない自治体もあります。横浜市や鎌倉市などもそうですが、例えば、地区センターや生涯学習センターという名称で、社会教育法上の公民館と位置づけてないところもありますので、全ての自治体にあるわけではありませんが、公民館を教育委員会で所管しているのが6市で、条例移管が3市、補助執行が3市、藤沢市はこの3市に含まれています。

今後の考え方についてですが、次の目的を達成するため、市長部局に移管可能とする全ての社会教育関係事務について、移管に向けた協議を行っていきたいと考えています。

(1) 人生100年時代に向け多様な主体との連携を進めるということで、人生100年時代を迎えて誰もが活力を持って生活していくためには、社会教育関係事務について、生涯学習以外の子育て支援や高齢者支援、多文化共生、防災などの市内の連携だけではなく、さらに市外の、大学や企業等を含めた多様な主体との連携がさらに求められていること。

(2) 効率的な事務の執行を図るということでは、市民のニーズ、利便性の向上に資する課題など各課が個別に解決しなければならない問題も抱えている状況にあります。

そのような中、条例によって、市長部局に移管を行うことで、効率的に事務を執行することが可能となることから、他部局との連携や個別課題の解決が図られるものと考えています。

例えば、スポーツ施設におきましても、秩父宮記念体育館と石名坂温水プールは教育施設ですが、鶴沼運動公園と秋葉台公園の施設は、都市公園の施設ですので、教育施設ではなくて、市長部局の施設です。

既に混在しているような状況もありまして、それが効率的な事務の執行ですとか、市民の皆さんにわかりにくかったりという現状もございます。そういったことも含めて、今後の考え方ということで示させていただいております。

稲川議長

ありがとうございました。

6月から、各課からの説明を伺う中で、いろんなご意見お考えを出していただき、それをまとめながら答申というような形を出していきたいと思います。

現時点で皆様からご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

矢尾板委員

先ほど議長、副議長、教育委員会で懇談された中で、一つ気がかりだったのは、移管によって、教育の質が低下する恐れはないかというご指摘だったと思います。もし市長部局に移管するという方向性を出すならば、弊害をしっかりと認識した上で、それをどう克服していくのか、その方策の議論もしっかり詰めた上での議論というのは必要なんだろうと思います。

この問題に当たっては国の答申も出ておりますけれども、何が論点になっているのか。教育行政の独立性などの歴史的な経過を踏まえた議論というのも大事だと思います。そういった論点を整理していただいて、論点ごとに、良い点、悪

い点はどう克服していくのか、整理をしながら、議論を進めて答申を作り上げていくことが大事ではないかと思っておりますので、論点整理できるような一覧があると議論も整理しやすいのではないかなど、現段階では考えております。

稲川議長

ありがとうございました。

他にご意見ございましたら、ぜひ挙手でお願いいたします。

西村委員お願いいたします。

西村委員

鎌倉市は、市長部局に移管して久しいと思うんですが、今藤沢市の現状をお聞きしながら、施設管理、いわゆるハード面についての事務を移管した方が効率的だということと、教育施設と都市公園施設の縦分けをどうしていくのかが、わかりにくいなど。県も、県立のスポーツセンターについては知事部局の移管になって、社会教育施設ではなく、県民全体で使っていただくスポーツ施設という形の立て分けをしたので、施設で分けるのはわかりやすいと思うんですが、一方、ソフトの面については、考え方とか、中身の部分を進めていくのは教育委員会に残るという形で、社会教育主事は、教育指導課に残るという考え方でよろしいのでしょうか。ハードとソフトの面について教えていただければと思いました。

稲川議長

事務局、お願いいたします。

事務局

まず鎌倉市については、スポーツと文化については移管していますが、文化財と図書館については教育委員会が所管している状況です。

公民館は、鎌倉市にはないという状況でございます。

ハードとソフトという点については、国の答申を見ても、法律の改正内容を見ても、基本的に社会教育を市長部局に移すということではなく、あくまでもスポーツ、文化、文化財

の事務、施設としての図書館と公民館を市長部局の所管にすることができるという考え方でございますので、スポーツ、文化、文化財については、事務のソフト面も含めて、図書館と公民館は、施設の所管を移すことによって、その中の事務も必然的に移ることになると思います。

社会教育に関する事務は、引き続き教育委員会に残りますので、教育委員会に社会教育主事を置くということも変わりませんし、社会教育委員会議につきましても、引き続き教育委員会の所管になると考えています。ただし、運営については補助執行になるという可能性もあります。

稲川議長

西村委員、よろしいでしょうか。

西村委員

スポーツ、文化、文化財については完全移管。図書館と公民館については現状のそのままのという形で考えていいということでしょうか。

事務局

先ほど組織図を見ていただきましたが、それぞれ審議会を持っていますので、そこでの議論を今後進めていくという形になります。社会教育委員会議に、それらの状況を逐次報告していただいて、改めてこちらでも議論していただくという形になろうかなと思います。

我々としては方向性を持っておりますので、その方向性を持って、各課が持つ審議会にその情報を下ろしていただいて、議論の後の結果について、改めてご報告をいただくという形です。

稲川議長

西村委員、よろしいでしょうか。

西村委員

はい。

稲川議長

他にどなたかご意見ございますか。  
長田委員お願いいたします。

長田委員

一つ質問があるんですけど、湘南台文化センターのこども館の所管はどこになるんでしょう。

事務局

湘南台文化センター自体は、市長部局でございます。

長田委員

こども館にいわゆる館長的な方がいらっしゃるんですけど、それは別組織ではないわけですよね。

事務局

施設自体が、指定管理というような形ですので、こども館ですと、まちづくり協会が所管をしております。

長田委員

ありがとうございます。

昨年の10月、公民館まつりと同じ2日間の土日で、湘南台のこども館で、わくわく体験ひろばを実施いたしました。

ただ、土曜日の入場者がさほど多くなかった。

公民館まつりを開催している表の庭と、公民館にはいっぱい人がいるんです。しかし、こども館の方に中に入ってこれない。何をやっているのかわからないので、おそろおそろ覗いて、興味を持った人たちが入ってきたという現状だったんですが、日曜日にこれはどうにかなりませんかと。

土曜日には、こども館の館内で、わくわく体験ひろばの開催について放送していましたが、外だけの人には、何をやっているんだろうかっていうのが伝わらなかった。

日曜日に、どうにかなりませんかと言ったら、文化芸術課の課長がこども館に説明をして、公民館まつりの実行委員会に外でアナウンスしていただけないだろうか、ということで、現場の人の判断で横にうまく連絡を取っていただいて、外で放送をしていただいたら、途端に人が集まってきた。

だから、何かのイベントをやるときに、うまく連携が取れるような、意見交換がその場でできたら、イベントがより良くなるんのではないかと思います。

稲川議長

ありがとうございました。

横の連携、中の繋がりということを今後考えていけるような体制になっていくかどうかということになるかと思います。

他にご意見ございますでしょうか。

なければ、諮問に関しましては、ここまでとさせていただきます。

では、議題の(4)令和5年度の会議の進め方について検討したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料4、令和5年度の社会教育委員会議の進め方について(案)をご覧ください。前回の会議で、プランの進捗管理について、案を提示させていただきましたが、諮問をいただいたことを受けまして、この諮問の審議も含めて、全体としてどのように進めていくのかという案を、議長副議長とも相談をさせていただきながら作成させていただきました。

日程については、3月までの日程を入れさせていただきましたので、この日程で基本的には進行させていただくということで、ご承知おきをいただければと思います。

まず、先ほど見ていただいた報告書の書式に基づき、4月に各事業課に報告書の提出を求めます。5月中に、全体の報告書としてまとめさせていただきますので、6月定例会の際に、まず皆様にお示しをした上で、内容の説明をさせていただきたいと考えております。

今後の進め方ですが、事業内容の説明という欄がございまして、ここに生涯学習部内の各課の名前を入れさせていただいております。今までは、報告書を皆さんにご覧いただ



いて、各事業をピックアップして、直接見ていただくという形で進捗管理をしていただいていたのですが、まずは、事業内容の説明として、各課から報告書の内容の説明をさせていただき、生涯学習部内の各課でどのような事業を行っているのかを、部内各課の職員から説明させていただきたいと考えております。

併せて、この諮問に基づいて移管の事務を進めた際に、それぞれの所管の業務の何がどのように変わっていくのかということ、皆様にご説明をさせていただきたいと思っております。その上で、6月の生涯学習総務課、8月のスポーツ推進課、文化芸術課、9月の郷土歴史課、総合市民図書館という形で順番に説明させていただき、それぞれについて皆様のご意見をいただいて、こちらで取りまとめをさせていただき、進捗管理の報告と位置づけていきたいと考えています。

また、諮問については、その都度、いただいたご意見を今後の答申の案の参考にさせていただきながら進めていく形で考えております。

昨年度事業の進捗管理について申し上げますと、11月、12月の定例会で、引き続きプラン全体の進捗管理の報告を皆さんにお諮りしてまとめていくということを考えております。諮問については、引き続き11月以降も議論いただきたいのですが、その際に、個別にこの部分について聞きたいですか、この分野について説明を受けたいという委員の方からのご要望がございましたら、11月以降も各課の職員から改めて内容について説明をさせていただく機会を設けて、ご意見をいただきたいと考えております。

市側の提案内容もきちんと決まってない部分もあり、皆様からご議論いただいて変わってくる部分もあると思いますので、都度、次の会議についてどうやって進めていくかという

ご意見もいただきながら進めさせていただきたいと考えております。

稲川議長

ありがとうございます。

これについて何かご質問等ありますでしょうか。

令和5年度の社会教育委員会議の進め方(案)とさせていただきます。これに基づいて、令和5年度の会議を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、このような形で進捗管理を進めながら、諮問についての審議を行っていくということで、説明をさらに受けたいという場合は、それに対してお答えいただけるということで、よろしく願いいたします。

それでは、議題(4)報告になります。何か報告がございますでしょうか。副議長、よろしく願いいたします。

瀬戸内副議長

市民活動推進室の報告をさせていただきます。3月9日にZoomにて会議が行われまして、今回は令和4年度の事業実施状況報告と令和5年度の事業案について報告がありました。事業内容については前回の定例会でもお伝えした通りなのですが、今回の会議では、参加者のアンケートの集計をもとに意見交換をいたしました。アンケートには年齢、理解度、満足度、講座をどこで知ったのか、受講動機、また講座に関する意見要望などが記されていました。

年齢については50名位、50代から70代が多かったんですが講座によっては幅広い年齢層の参加が見られました。

満足度はどれも高かったんですが、講座を知った媒体はどれですかという質問に対しては、どれも広報ふじさわが一番多かったようです。委員の方からは、広報誌が届かないマンションも最近あるため、そういったところは郵便局のタウンメールなどを利用してはどうかなどの提案もありました。

中には、オンラインの講座もいくつかあるんですけども、アンケートの中ではオンライン講座が初めての参加であるという方が、参加者25名中、半数程度いらっしゃったので、今後も引き続きオンライン講座にも着目していきたいということでした。

また、地域活動講座のアンケートで、講座で学んだことを、どのようなことに今後生かしていきたいか、というアンケート項目があったんですが、一つは、仲間づくり、もう一つは、地域コミュニティの参加という二つが、32～35名の参加者の中で20人、24人の割合を占め、一番多い答えになっていましたので、ミドルエイジの市民の地域への参加意欲が、非常に高いということが伺えたかと思います。

令和5年度の事業案については、他課、他の企業と連携したものや、SNS等のデジタルデバイスを活用したものの案などがありましたので、具体的な事業案が出ましたら皆様にご報告したいと思います。

以上です。

稲川議長

ありがとうございます。他に委員の方から報告ございますでしょうか。なければ、私から、令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会の第3回の理事会について、ご報告させていただきますと思います。

2月6日、かながわ県民センターの大ホールの方でこの理事会が開催されました。次第は資料の中にございます。

議題はこのとき六つありまして、(1)令和5年度の事業計画(案)、予算(案)、令和4年度の事業実施報告と見込み決算について報告がありました。

(2)令和4年度の地区研究会について、愛川町からは報告と、箱根町の地区研究会についてご案内があった次第です。愛川町の研究会については、出席させていただきまして前回1月の定例会でご報告させていただいた通りです。

箱根町につきましては、当初、出席する予定にしておりましたが、事情により出席が叶わず、ご報告できないということで申し訳ございません。

(3) 第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会が、今年の11月21日、22日宇都宮市で開催されます。大会の2日目には三つの分科会が予定されておりまして、その事例発表に、神奈川県からは愛川町が「今後求められる社会教育委員の役割」ということで申請しています。

(4) 第56回関東甲信越静社会教育研究大会は、神奈川県で実施されます。

概要については県の事務局から案が出されました。開催日は令和7年11月20日と21日ということで決定しています。

しかし、詳細は現段階では決められていないというのが現状になります。会場は横浜市を検討されていますけれども、他の地区の理事から、会場費が非常に高額になるのではないかとということで再検討の要望が出され、流動的な形になっています。

(5) 令和4年度の県社教連会誌です。これについて構成の内容等の案内がありました。資料に詳細が掲載されていますので、ご覧いただきたいと思います。

私達に関わりのある紹介や講演会などにつきまして今からご案内させていただきたいと思います。

1ページ目をご覧いただきたいと思います。私達に出席を求められていますのは、この1ページにあります4.総会、5.研修会、7.地区研究会になります。4.総会の詳細については5ページをご覧ください。6月12日月曜日、13時30分から16時10分まで、会場はかながわ県民センターです。総会の内容としましては、県社会教育委員連絡協議会における令和4年度の事業報告決算令和5年度の事業計画、予算等を、委員の皆様からご承認、また、ご意見をいただくということが主になっております。合わせて講演会を予定していますが、

現在のところ、テーマと講師選定を検討中ということになっています。

また、5.研修会については7ページをご覧ください。日時は9月4日月曜日13時から16時15分で、会場は県立総合教育センターです。講演は、日本大学特任教授の佐藤晴雄先生によりまして、「社会教育委員と社会教育主事の連携について」ということで予定されています。また、情報交換も予定されています。

7.地区研究会に関しましては、特段ページが割かれておりません。来年の2月15日に寒川町で、来年の1月に開成町で行われる予定になっています。

令和4年度の研修会はオンラインという形になりましたが、令和5年度は全てのものが、対面で行われる予定になっております。開催日が近づきましたら、また、事務局から改めてご案内があるかと思しますので、ご都合のつく限り、ご出席をご検討いただきたいと思います。

以上です。

他に委員の方からご報告等ありますでしょうか。なければ、5. その他に入ります。委員の皆様から何かご案内等ありますでしょうか。

長田委員、お願いいたします。

長田委員

個人的なことですが、レディオ湘南で、来週から1年間、番組を持つことになりました。毎週水曜日朝の10時半からでテーマは生活文化と生け花です。大学でやってるものを、楽しく皆さんにも視聴していただけるような感じで、音楽を含めての30分番組です。よろしく願いいたします。

以上でございます。

稲川議長

その他、ご報告等ありますでしょうか。

それでは事務局から次回のご案内をいただけますでしょうか。

事務局

次回定例会は、6月19日月曜日の午前10時から正午の予定です。皆様には定例会のおおむね2週間前に開催通知と、今回の議事録を電子メールでお送りいたします。その際に議題や会場等につきましては、また改めてご連絡させていただきます。

稲川議長

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。なければ、3月定例会は終了とさせていただきます。

\*\*\*\*\* 午前11時10分 開会 \*\*\*\*\*